

企業行動憲章

III. 内部統制システムの整備への取組み

内部統制システムの整備とは、2006年5月施行の新会社法の施行に伴い、

- (1) 行動規範（企業行動憲章、経営理念）の明定
- (2) 業務執行体制の整備
- (3) 社内諸規定の整備
- (4) グループ会社に対する内部統制の実施
- (5) 内部統制システムに対する監督、監査
- (6) 取締役会の決議と事業報告への開示

などの具体的整備を行うことです。

これらを継続的に、かつ体系的に推進していくため、ぴあグループ全体のコンプライアンス向上を目指す委員会(コンプライアンス委員会)を今般立ち上げ、不断の努力を図って参ります。

